

# 令和8年度 監査計画

府中市監査委員

## 令和8年度監査計画

### 1 監査の基本方針

- (1) 府中市監査基準に基づき、段階的にリスク・アプローチの手法を導入し、リスクの重要度に基づく監査資源の重点配分を行います。
- (2) 内部統制制度の導入状況を勘案し、内部統制に依拠した監査を担当部署と連携し実施します。
- (3) 市の事務や事業について、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点を重視して実施するとともに、検査、審査、監査等における指摘事項や意見等の対応状況を継続して確認し、監査の実効性を高めます。

### 2 監査等の種類及び着眼点

#### (1) 例月出納検査

例月出納検査は、地方自治法第235条の2第1項に基づき、会計管理者と企業出納員が保管する現金の残高及び出納関係資料の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び現金の出納事務が正確に行われているかなどを主眼として実施します。また、市の財政収支を計数面より把握し、決算審査や定期監査などで活用します。

#### (2) 決算審査及び基金の運用状況審査

決算審査及び基金の運用状況審査は、地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長より審査に付された各種決算調書及び各基金の運用状況を示す関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかなどを主眼として実施します。

#### (3) 健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全化判断比率及び資金不足比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づき、各比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかなどを主眼として実施します。

#### (4) 定期監査

定期監査は、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかな

どを主眼として実施します。また、経済性、効率性、有効性の観点にも十分留意して実施します。

(5) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体監査

財政援助団体監査は、地方自治法第199条第7項に基づき、市が補助金等を交付している団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、補助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施します。

イ 出資団体監査

出資団体監査は、地方自治法第199条第7項に基づき、市が資本金等を出資している団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施します。

ウ 指定管理者監査

指定管理者監査は、地方自治法第199条第7項に基づき、市が指定管理を委託している団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、指定管理者制度の導入目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施します。

(6) 行政監査

行政監査は、地方自治法第199条第2項に基づき、特定の事務又は事業について、その事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどを主眼として、通常は定期監査に含めて実施します。

(7) 現地実査

決算審査等において、施設等の現地実査を行うことにより、監査対象の理解を深めます。

3 監査対象の選定方針及び重点項目

(1) 例月出納検査

例月出納検査は、会計管理者と競走事業及び下水道事業の企業出納員に対し原則毎月実施します。競走事業については、対面検査を奇数月に、書面検査を偶数月に実施します。また、下水道事業については、対面検査を偶数月に、書面検査を奇数月に実施します。

会計管理者所管の会計課に対する検査の重点項目は、基金の運用状況、ポートレース企業局に対する重点項目は、競走事業による収益の確保状況、下水道課に対する重点項目は、各種会計事務が正確に行われているかを確認することとします。

(2) 決算審査及び基金の運用状況審査

決算審査は、全部署を対象に年1回実施します。また、基金の運用状況審査については、会計管理者に対し年1回実施します。

決算審査の重点項目は、主管課契約による委託費などを対象に、業者選定のプロセスなど競争性の確保状況とします。基金の運用状況審査の重点項目については、適正かつ効果的な運用による収益の確保状況とします。

(3) 健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全化判断比率及び資金不足比率審査は、所管部署に対し年1回実施します。  
(重点項目は特に設定しません。)

(4) 定期監査

前回の監査から一定期間が経過した部署を対象に実施します。

定期監査の重点項目は、これまでの監査の結果及びリスクの高い事業を監査対象から抽出し、別途設定します。

(5) 財政援助団体等監査

過去の監査結果からリスクの重要性が高い場合には優先的に対象とします。

財政援助団体等監査の重点項目は、これまでの監査の結果及び類似団体の事例などからリスクの高い事項を抽出し、別途設定します。

(6) 行政監査

定期監査において別途テーマを定め実施します。独立した形式での行政監査については、引き続き実施に向けての検討を行います。

#### 4 監査等の実施方法

(1) 事務局による事前審査（予備監査）

事務局職員による事前調査は、財務会計システム、文書管理システムの活用や、書類調査などを行います。

ア 書類調査

定められた様式及び個別資料の提出を求め、提出された資料に基づき質疑応答、書類確認など調査を行います。

イ 現地調査

現地視察等において調査を行います。

ウ リスク・アプローチ

定期監査の対象部署に対し、必要に応じて実施します。

監査対象部署へのヒアリング等に基づき、リスクの抽出を行ったうえでリスクの重要度に基づく監査資源の重点配分を行います。

(2) 監査委員による監査等

監査委員による監査等の方法は、資料に基づく監査のほか、必要に応じ、質疑及び現地調査により実施します。

ア 資料に基づく監査等

事務局職員が収集した資料及び予備監査等の結果報告に基づき監査等を行います。

イ 質疑

アの資料を元に、必要なものに対して質疑を実施します。

ウ 現地調査

監査等を実施するために、必要な施設などに対して現地調査を実施します。

(3) 実施手法及び監査資料の見直し

効率化の観点から一部監査の実施手法及び監査資料の見直しを検討します。

5 実施場所及び日程

(1) 例月出納検査

主管部課	検査予定日
会計課・ボートレース企業局※1・都市整備部下水道課※2	4月27日, 5月28日, 6月26日, 7月30日, 8月27日, 9月29日, 10月27日, 11月30日, 12月25日, 1月28日, 2月26日, 3月26日

※1 ボートレース企業局は奇数月のみ出席。 ※2 下水道課は偶数月のみ出席。

(2) 決算審査及び基金の運用状況審査

主管部課	審査予定日
全部課	7月3, 6, 7, 9, 10, 14, 16, 31日

(3) 財政健全化判断比率等審査

主管部課	審査予定日
政策経営部財政課	7月24日

(4) 第1回定期監査、財政援助団体等監査

ア 定期監査

主管部	主管課・施設	監査予定日	前回の実施年度
福祉保健部	地域福祉推進課	10月29, 30日, 11月5日	令和3年度
	生活福祉課		
	高齢者支援課		
	介護保険課		
	障害者福祉課		
	健康推進課		

イ 財政援助団体監査

団体名	主管部課	補助金名	令和7年度 補助金額 (千円)	監査予定日	前回の 実施年度
(社福)府中市社会福祉協議会	福祉保健部 地域福祉推進課	社会福祉協議会補助金	170,129	11月9日	令和3年度
(公社)府中市シルバー人材センター	福祉保健部 高齢者支援課	シルバー人材センター 運営費補助金	45,024	11月9日	令和3年度

ウ 指定管理者監査

指定管理施設名	主管部課	指定管理者名	令和7年度 指定管理料 (千円)	監査予定日	前回の 実施年度
府中市立ふれあい会館	福祉保健部 地域福祉推進課	(社福)府中市社会福祉協議会	22,876	11月9日	令和3年度

(5) 第2回定期監査

ア 定期監査

主管部	主管課・施設	監査予定日	前回の実施年度
子ども家庭部	子育て応援課	2月1,2日	令和3年度
	子ども家庭支援課		
	保育支援課		
	児童青少年課		
教育部(小・中学校)	府中第二小学校	2月8日	令和元年度
	府中第四小学校		
	府中第七小学校		
	府中第七中学校		
	浅間中学校(学びの 多様化学校「かがやき」を含む)		

(6) 現地実査

予定日	名称	場所
7月3日	決算審査(現地実査)	市内工事箇所
2月18日	施設視察	ボートピア横浜及びボートレース平和島